⑵　みなし実質売却代金額の合意

第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保動産が存する場合、管財人は、関係担保権者との協議により、上記⑴のいずれの方法にもよらずに、合理的な方法により当該担保動産の価額を評価し、当該評価額をもって「実質売却代金額」とみなす旨の合意をすることができるものとする。

第４款　有価証券担保にかかる更生担保権

１　確定債権

６件　　3,155,010,245円

別表６－７（有価証券担保）

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　処分連動方式による弁済

元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる更生担保権については、後記第４項に従い、処分連動方式による弁済を実施する。

⑵　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除

更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。

３　処分連動方式の対象となる担保有価証券の売却方法等

⑴　売却方法

管財人は、処分連動方式の対象となる担保目的物たる有価証券（以下、本款において、単に「担保有価証券」という）の売却に当たっては、売却方法及び売却条件（売却時期、売却先、売却価額、その他の売却条件）につき、当該担保有価証券にかかる関係担保権者と個別協議を経た上で、売却を進めるものとする。

⑵　担保有価証券処分期間

管財人は、更生計画認可決定確定日から起算して１年以内に、担保有価証券の売却を完了するものとする。

４　処分連動方式による弁済

⑴　弁済時期

管財人は、担保有価証券を売却したときは、当該担保有価証券にかかる売却代金全額が入金された日（決済日）限り、更生担保権者に対し、次号によって算定される額（以下、本款において「担保弁済額」という）を支払う。

⑵　担保弁済額の算定

㈠　基本算式

担保弁済額は、下記算式に基づいて算定される額とする。

記

担保弁済額＝実質売却代金額※１－控除費用※２

※１　「実質売却代金額」とは、担保有価証券の売却価額をいう。

※２　「控除費用」とは、処分連動方式による更生担保権の弁済額の算定に当たり、担保有価証券の実質売却代金額から控除される販売実費等の費用をいい、別表15―３に記載された費用の合計額をいう。ただし、控除費用の合計額が、実質売却代金額の10％相当額を超える場合は、実質売却代金額の10％相当額を控除費用の額とする。

㈡　複数の同順位担保権が存する場合の算定方法

同一の担保有価証券を目的とする複数の同順位担保権が存する場合における、各更生担保権者に対する弁済額は、上記㈠の額に、当該更生担保権者間の担保割付合意に基づく按分割合（別表15―１参照）を乗ずることによって算定される額とする。

ただし、同順位担保権のうち一の担保権が被担保債権の完済により消滅した場合には、消滅後の当該担保権に対する按分額は、残存する他の同順位担保権に対して割り付けるものとする。

⑶　担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合の取扱

担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合は、当該超過額については、当該担保有価証券を担保目的とする一般更生債権（処分連動更生債権）の100％弁済として取り扱うものとする。

⑷　弁済限度額

更生担保権の弁済（上記⑶の処分連動更生債権に対する100％弁済を含む。以下、本款において同様。）は、被担保債権額（元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権）を限度として行う。

⑸　弁済額等の通知

管財人は、更生担保権者に対し、前記⑴に定める弁済の実施時期までに、弁済額の算定にかかる計算書を作成し、送付する。

⑹　未確定更生担保権の取扱

未確定更生担保権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。

ただし、未確定更生担保権者が担保有価証券を目的とする担保権の設定を現に受けている場合において、管財人が当該担保有価証券を売却したときは、担保弁済額に相当する額を管財人名義で預金し、当該預金元本債権につき未確定更生担保権者のための変換担保（質権）を設定するものとする。

５　処分連動方式による担保弁済額が確定更生担保権額に不足する場合の取扱

⑴　一般更生債権と同様の取扱

第４項の処分連動方式による担保弁済額が確定更生担保権額に不足するときは、当該不足部分にかかる更生担保権は、一般更生債権と同様に取り扱うものとし、第３節第２款の定めにより権利変更し、弁済する。

なお、上記不足部分の確定の有無は、個別の債権ごとに判定するものとする。

⑵　一般更生債権と同様に取り扱うこととする時期

上記⑴の不足部分にかかる更生担保権の一般更生債権と同様の取扱は、当該更生担保権にかかる全ての担保目的物（ただし、処分連動方式による弁済の対象となる担保目的物に限る）の処分を完了して不足額が確定した時点において行う。

６　更生計画認可決定時売却済み担保有価証券にかかる更生担保権の取扱

⑴　更生担保権の弁済の実施

更生計画認可決定時に売却済みである担保有価証券にかかる更生担保権については、第４項の定めを準用し、更生計画認可決定確定後１ヶ月以内に、更生担保権の弁済を実施する。

⑵　預金変換担保の解除と弁済額への充当

上記⑴の更生担保権の弁済の実施に当たって、管財人は、更生担保権者から、当該更生担保権にかかる預金変換担保の解除を受けることにより、暫定預託金を更生担保権の弁済額を限度としてこれに充当するものとする。

７　担保有価証券の処分期間経過後の処理

⑴　担保有価証券の処分

第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保有価証券が存する場合、管財人は、関係担保権者と協議の上、当該担保有価証券を、①入札方式での任意売却、②担保権者からの異議申出のない管財人による任意売却、③競売申立て、④代物弁済、のいずれかの方法により処分するものとする。

㈠　入札方式での任意売却

ア　実施方法

入札方式での任意売却による場合、管財人は、合理的な入札手続において最高値を提示した入札者に対して担保有価証券を売却する。

イ　売却金の取扱

上記アにより担保有価証券を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項の定めを準用する。